

第15回総会 令和3年8月30日

局長 起立、一同礼、着席

局長 総会に先立ちまして、8月の業務報告をいたします。

—————報告、業務報告—————

今月は、農地法施行規則第29条の規定に係る届出（小規模転用）が1件提出されていますので報告いたします。

小規模転用の1番を報告します。土地の所在は、大字岡富字〇〇番1、地目：台帳・現況ともに田、面積1,031㎡の内100㎡、届出人は、大字岡富〇〇番地1、〇〇、転用目的は、農業用駐車場100㎡を設置するためであります。委員の招集制限から、説明につきましては、事務局より説明します。

事務局 小規模転用の1番について報告します。お手元の報告資料をご覧ください。申請人は、〇〇さんです。妻でピーマンを作付けしている農家です。農地の場所は、資料次ページに地図があります。妻地区〇〇集落内で、〇〇公民館から北へ、約150m行った所の農地です。今回、この農地に農作業用駐車場を設置するために申請するものです。担当の〇〇委員も現地を確認していますので報告します。

局長 また、相続届出2件、使用貸借合意解約4件、賃貸借合意解約16件が提出されておりますので併せてご報告いたします。これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和3年度第15回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。農業委員16名、推進委員1名、合計17名の出席であります。本日の議案件数であります、5件を提案しております。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。5番 〇〇委員、29番 〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 79 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。
事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 79 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 1～2 ページの通り申請件数は 6 件であります。

1 番を説明します。受人：延岡市の〇〇、渡人：高岡町の〇〇、申請地：大字調殿字 〇〇番 3、登記・現況ともに畑、面積 363 m²、申請事由：一般個人住宅用地、権利の内容：贈与による所有権移転、主な内容は：一般個人用住宅 1 棟の建築であります。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

13 番 今回は、29 番 〇〇委員と私（13 番 〇〇委員）が会長の命を受けまして、8 月 20 日午前 8 時 30 分より、杉尾係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より緒方局長、杉尾係長同行のもと、農地法第 5 条 6 件、非農地証明 3 件の現地調査を行いました。順次報告しますので、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。尚、非農地証明には、8 番 〇〇委員、15 番 〇〇委員にも同行していただきました。

29 番 1 番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇公民館の南側の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが、〇〇さんから贈与により所有権の移転を受け、一般住宅を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は市道、西側は宅地、南側は宅地、北側は道路となっています。雨水は、東側側溝に放流します。生活排水については、下水道を利用します。転用に伴う周辺への土砂流出については、周辺にブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等へ同意を得ているとのこと。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第 3 種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に 2 番の説明をお願いします。

局 長 2 番を説明します。受人：右松の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 3 他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 682 m²、申請事由：農業用施設用地、権利の内容：使用貸借権の設定、主な内容は：ハウス団地就農者用の休憩室、倉庫、駐車場の設置であります。

議 長 2 番について特別調査員の報告をお願いします。

13 番 2 番を説明します。申請地は、穂北地区の〇〇集落で、国道 219 号線沿いの〇〇支所前交差点を東に 600m 程行った北側の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇が、〇〇より借り受け、ハウス団地東側に、施設ハウスを利用する新規就農者の休憩施設と農業用倉庫及び駐車場を設置するために申請されたものです。周囲は全て農地となっています。雨水は、敷地内の南側に排水路を設置し、東側の排水路に流します。生活排水については、浄化槽を設置し、東側の排水路へ流します。転用に伴う周辺への土砂流出については、施設内のため特に懸念するところはありません。転用する土地の周辺関係者等へも同意を得ているとのことです。この申請地は、農振農用地、いわゆる青地となっていますが、農用地利用計画も農業用施設用地へ変更済みであることから、許可可能な案件となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明します。受人：右松の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字南方字〇〇

番3、登記・現況ともに田、面積255㎡、申請事由：農業用施設用地、権利の内容：使用貸借権の設定、主な内容は：ハウス団地就農者用の西側駐車場の設置であります。

議 長 3番について特別調査員の報告をお願いします。

13番 3番を説明します。申請地は、穂北地区の〇〇集落で、2番で説明した、ハウス団地

の西側になります。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇が、〇〇から借り受けたハウス団地内の西側に駐車場を設置するために申請されたものです。周囲は、東側はハウス団地、西側は農地、南側はハウス団地、北側は道路を挟んで墓地となっています。雨水は、砂利敷きのため、基本的に自然浸透により排水しますが、あふれた雨水は、南側排水路から東側排水路に流します。転用に伴う、周辺への土砂流出については、ハウス団地施設内のため、特に懸念するところはありません。転用する土地の周辺関係者等へも同意を得ているとのこと。この申請地は、農振農用地、いわゆる青地となっていますが、農用地利用計画も農業用施設用地へ変更済みであることから、許可可能な案件となります。調査員一同、許可相当と判

断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番を説明します。受人：大阪市の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇

〇番地1、登記・現況ともに畑、面積581㎡、申請事由：太陽光発電施設用地、権利

の内容：売買による所有権移転、主な内容は：太陽光パネル144枚の設置であります。

議 長 4番について特別調査員の報告をお願いします。

29番 4番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落で、〇〇支所から北西に約300m

行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の

〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、太陽光発電施設を設置す

るために申請されたものです。周囲は、東側は農地、西側は道路、南側は道路、北側

は農地となっています。雨水は、自然浸透により排水します。転用に伴う周辺への土

砂流出については、盛土等を行わないため、特に懸念することはありません。転用す

る土地の周辺関係者等へ同意を得ているとのこと。この申請地は、公共投資のな

い、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同許可相当と判断

しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入価格は、〇〇円となっています。

議 長 4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に5番の説明をお願いします。

局 長 5番を説明します。受人：妻町の〇〇、渡人：平郡の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積333㎡、申請事由：一般住宅用地、権利の内容：使用貸借権の設定、主な内容は：一般個人住宅1棟の建築であります。

議 長 5番について特別調査員の報告をお願いします。

13 番 5番を説明します。申請地は、三納〇〇地区の〇〇集落で、県道〇〇線の〇〇交差点から南西へ300m程行った西側の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが祖父の〇〇さんから使用貸借により借り受け、個人住宅を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は宅地、西側は農地、南側は農地、北側は宅地となっています。雨水は、敷地内の排水路から東側市道側溝に流します。生活排水については、合併浄化槽で浄化した後、東側市道側溝に流します。転用に伴う、周辺への土砂流出等については、周辺にブロック塀を設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等へも同意を得ているとのこと。この申請地は、公共投資のない、小規模農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 5 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に 6 番の説明をお願いします。

局 長 6 番を説明します。受人：下三財の〇〇、〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字

下三財字〇〇番 4、登記・現況ともに畑、面積 500 m²、申請事由：一般住宅用地、権利の内容：贈与による所有権移転、主な内容は：一般個人住宅 1 棟の建築であります。

議 長 6 番について特別調査員の報告をお願いします。

29 番 6 番を説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落で、〇〇公民館から南東に約 200m

行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の

〇〇、〇〇さんが、〇〇さんから贈与により所有権の移転を受け、一般住宅を建設す

るために申請されたものです。周囲は、東側は農地、西側は道路、南側は農地、北側

は宅地となっています。雨水は、西側の道路側溝に流します。生活排水は、農業集落

排水施設に接続します。転用に伴う、周辺への土砂流出等については、周辺にブロッ

クを設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等へ同意を得ている

とのこと。この申請地は、農地の繋がりが 10ha 以上の第 1 種農地となりますが、

集落に接続していることから許可可能な案件となります。調査員一同許可相当と判断

しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 6 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 80 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 80 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 3 ページの通り、申請件数は 2 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積 50 a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等については、担当者が報告いたします。

1 番を説明します。受人：鹿野田の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積 1,259 m²、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

8 番 1 番を説明します。今回の申請は、宮崎市に住む〇〇さんから、都於郡〇〇に住

む〇〇さんへの贈与となります。申請地は、〇〇公民館から、〇〇方面へ 30m 進み、
〇〇工場を左折し、坂道を上がった所の農地となります。詳細については、配付済みの
地図を参照して下さい。〇〇さんは、〇〇さんの兄になり、高齢となり管理も困難
になったことから、〇〇さんへ管理をお願いすることになったとのことです。農機具
は、管理機、軽トラ、トラクター、田植機、コンバイン等リースされるとのことで、
農業に必要な機械等は問題なく、周辺作物への影響もなく、農地法第3条の50a以上
の作付けにも問題ないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろし
くお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 それでは、説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙
手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明いたします。受人：茶臼原の〇〇、渡人：岡富の〇〇、申請地：大字岡
富字〇〇番1他1筆、登記・現況ともに田、面積922㎡、権利の内容：売買による
所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

5 番 2番を説明します。今回の申請は、岡富に住む〇〇さんの要望で、現在も受人の〇

○が、牧草を作付けしている農地の売買となります。目的は、規模拡大となります。今後も牧草を作付けするとのこと。○○は、皆さまもご存じの通り、大規模な○○業者であり、何ら問題はないと判断しました。皆さまのご審議をよろしく願います。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 農地の売買価格は、10a 当たり○○円です。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第81号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局 長 議案第81号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認につきましては、農用地利用集積計画の公告で、先ず初めに、議案書4～8ページの所有権移転分10件を説明させていただきます。

1番 受人：三宅の○○、渡人：三宅の○○、申請地：大字三宅字○○番他1筆、登記：田、現況：畑、面積2,114㎡です。

2番 受人：三納の○○、渡人：高知県の○○、申請地：大字三納字○○番、登記・現況ともに田、面積1,147㎡です。

3番 受人：穂北の○○、渡人：木城町の○○、申請地：大字穂北字○○番3、登記：畑、現況：田、面積825㎡です。

4番 受人：三納の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 28、登記・現況ともに畑、面積 505 m²です。

5番 受人：荒武の〇〇、渡人：荒武の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番 49、登記・現況ともに畑、面積 1,233 m²です。

6番 受人：鹿野田の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番 1 他 2 筆、登記・現況ともに田、面積 1,779 m²です。

7番 受人：三納の〇〇、渡人：黒生野の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 2,975 m²です。

8番 受人：加勢の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番 1、登記・現況ともに畑、面積 7,362 m²です。

9番 受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 2、登記・現況ともに田、面積 3,579 m²です。

10番 受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 2、登記・現況ともに田、面積 3,613 m²です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和3年9月6日を予定しております。

議長 説明がありました1番から10番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 81 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、貸借権設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 81 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による、農用地利用集積計画の公告（貸借権設定）については、議案書 9～13 ページの通り 6 件であります。

申請番号順に説明します。

1 番 受人：荒武の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番他 11 筆、登記・現況ともに田及び畑、面積 10,779 m²、令和 3 年 9 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

2 番 受人：鹿野田の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番他 10 筆、登記・現況ともに田及び畑 9 筆、登記：田、現況：畑 2 筆、面積 8,354 m²、令和 3 年 9 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

3 番 受人：山田の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番他 6 筆、登記・現況ともに田、面積 2,737.36 m²、令和 3 年 9 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

4 番 受人：三宅の〇〇、渡人：岡富の〇〇、申請地：大字岡富字〇〇番 1 他 2 筆、登記・現況ともに田、面積 1,519 m²、令和 3 年 9 月から 5 年間の貸借権の新規設定です。

5 番 受人：上三財の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,937 m²、令和 3 年 10 月から 5 年間の貸借権の再設定です。

6 番 受人：荒武の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番 9、登

記・現況ともに田、面積 3,020 m²、令和 3 年 9 月から 10 年間の賃貸借権の再設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和 3 年 9 月 6 日を予定しております。

議 長 説明がありました 1 番から 6 番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 82 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について（農地中間管理権の取得）を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案同第 82 号農業経営基盤強化促進法第 19 条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）（貸借権設定）については、議案書 14～17 ページの通り、7 件の申請であります。申請番号順に説明します。

1 番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番 3、登記・現況ともに田、面積 3,040 m²、令和 3 年 10 月から 10 年間の農地中間管理事業による賃貸借権の新規設定です。

2 番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇

番他 1 筆、登記・現況ともに畑、面積 3,774 m²、令和 3 年 10 月から 10 年間の農地中間管理事業による賃貸借権の新規設定です。

3 番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 2,995 m²、令和 3 年 10 月から 10 年間の農地中間管理事業による賃貸借権の新規設定です。

4 番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 2,556 m²、令和 3 年 10 月から 10 年間の農地中間管理事業による賃貸借権の新規設定です。

5 番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積 2,271 m²、令和 3 年 10 月から 10 年間の農地中間管理事業による賃貸借権の新規設定です。

6 番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 950 m²、令和 3 年 10 月から 10 年間の農地中間管理事業による賃貸借権の新規設定です。

7 番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 6,006 m²、令和 3 年 10 月から 10 年間の農地中間管理事業による賃貸借権の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和 3 年 9 月 6 日を予定しております。

議長 説明がありました 1 番から 7 番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 83 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。
事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 83 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。
今回の非農地証明交付申請は、議案書 18 ページの通り 3 件であります。

非農地証明明細番号 1、土地の所在：大字鹿野田字〇〇番他 1 筆、地目：台帳・田、
現況・原野、面積 359 m²、所有者：宮崎市大字塩路〇〇番地 71、氏名：〇〇、非農地
判断は、事由 4 になります。

非農地証明明細番号 2、土地の所在：大字鹿野田字〇〇番・〇〇番・〇〇番・〇〇
番合併、地目：台帳・畑、現況・原野、面積 522 m²、所有者：宮崎市吉村町〇〇番地
1、氏名：〇〇、非農地判断は、事由 4 になります。

非農地証明明細番号 3、土地の所在：大字三宅字〇〇番、地目：台帳・畑、現況・原
野、面積 1,146 m²、所有者：宮崎市〇〇番地、氏名：〇〇、非農地判断は、事由 5 に
なります。

議 長 番号 1 について地元委員の説明を求めます。

8 番 1 番を説明します。申請地は、都於郡の〇〇集落で、〇〇公民館から東へ 400m 程行
き、左に下った農地となります。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。

今回の申請は、申請人の〇〇さんが所有する農地であります。現地は、〇〇の奥に
なり、台風や大雨の影響で、地すべりをおこしており、近くに行くことはできません

でした。10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することは困難であり、また農用地区域内の土地でもなく、公共投資の対象でもなく、優良農地内でもないことから事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 番号2について地元委員の説明を求めます。

8番 2番を説明します。申請地は、先ほどの1番で説明した農地の手前に位置する農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが所有する農地ではありますが、山林化しており、現地に入り、詳しく調査することができないほどでありました。10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することは困難であり、また農用地区域内の土地でもなく、公共投資の対象でもなく、優良農地内でもないことから事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 番号3について地元委員の説明を求めます。

15番 3番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇周辺となりますが、妻地区の〇〇集落から三納地区へ抜ける〇〇トンネル上の台地となります。農地近くには、小さな塚がたくさんあります。今回申請地は、宮崎市に住む〇〇さんの所有する農地ですが、おそらく20年以上耕作されておらず、現状は荒れ放題で、整備が著しく困難な土地であり、また農用区域内の土地でもなく、公共投資の対象でもありません。農地として復元することが著しく困難であり、事由5に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 暫時休憩

議長 ただ今から協議会とします。

議長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局長 起立、一同礼、解散

午後3時27分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

5 番 _____

29 番 _____